

令和2年度  
経営発達支援事業評価委員会 次第

日 時 ／ 令和2年10月20日(火) 10:00～  
場 所 ／ 米沢商工会議所 3F(第3会議室)

1. 開 会

2. 挨 捂 ／ 米沢商工会議所 副会頭 加藤英樹

3. 会議内容

1) 本委員会の設置について【審議】

・規程の改定と役員の選出

2) 経営発達支援計画について【説明】

・国が定める制度概要および第2期認定計画の内容

3) 令和元年度事業報告および令和2年度事業進捗状況【説明】

4) 各委員からの意見および提言等【評価】

5) その他【連絡】

・今後の開催予定など

4. 閉 会

経営発達支援事業  
評価委員会 構成員名簿

【評価委員】

(順不同・敬称略)

No.	所属名称	役職	委員氏名	出欠 状況	備考
◎ 1	税理士法人 おおぞら総合会計事務所	代表社員	加藤 英樹	出席	担当副会頭
○ 2	協同組合 労研センター	理事長	高橋 哲男	出席	
3	高橋輝司法書士事務所	所長	高橋 輝	出席	
4	株式会社きらやか銀行 米沢支店	執行役員 米沢支店長	松浦 等	出席	
5	国立大学法人 山形大学工学部	副学部長	伊藤 浩志	出席	
6	山形県置賜総合支庁産業経済部	部長	加藤 泰弘	出席	

◎…委員長、○…副委員長

【事業実施者】

<米沢商工会議所（事業実施主体）>

No.	所属・役職等	氏名	出欠 状況	備考
1	米沢商工会議所 専務理事	柴田 正孝	出席	
2	米沢商工会議所 理事・事務局長	安部 徹	出席	
3	米沢商工会議所中小企業振興部 部長	高橋 大輔	出席	
4	米沢商工会議所中小企業振興部 課長	情野 浩二	出席	
5	米沢商工会議所中小企業振興部 主幹	安部 憲明	出席	
6	米沢商工会議所中小企業振興部 マネージャー	数間 美幸	欠席	
7	米沢商工会議所中小企業振興部	加藤 栄樹	出席	法定経営指導員
8	米沢商工会議所中小企業振興部	相馬 宏丞	出席	法定経営指導員

<米沢市>

No.	所属・役職等	氏名	出欠 状況	備考
1	米沢市産業部 部長	菅野 紀生	出席	
2	米沢市産業部商工課 課長	我妻 重義	欠席	
3	米沢市産業部商工課 課長補佐	柴倉 和典	欠席	

# 経営発達支援事業評価委員会 設置規程

(変更点に下線)

## (目的)

第1条 本委員会は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(略称: 小規模事業者支援法、平成5年5月21日 法律第51号、令和元年6月5日一部改正法律第21号、以下「法」という)」第7条第1項から3項の規定に基づき、米沢商工会議所ならびに米沢市(以下「事業実施者」という)が策定した支援計画について、法第7条第6項各号の規定要件適合により経済産業大臣の認定を受け、事業実施者が行う「経営発達支援事業(以下支援事業といふ)」について、実施状況および成果等の評価を行うとともに、米沢地区内小規模事業者の持続的な発展に向けて、事業実施者がより効果の高い支援を講じることを目的として設置する。

## (名称)

第2条 本委員会は、経営発達支援事業評価委員会(以下評価委員会)と称する。

## (活動)

第3条 評価委員会は、その目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) 事業実施者が計画する支援計画の把握
- (2) 事業実施者が行う支援事業の状況および成果の確認および評価
- (3) 支援事業の一部あるいは全部に関わる意見または提案および助言
- (4) 支援事業の一部あるいは全部に関わる是正または廃止の提言
- (5) 支援事業に関する情報および意見の交換
- (6) 前各号のほか、地区内小規模事業者支援に係る事業に関すること

## (構成)

第4条 評価委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 評価委員 6名
  - ・山形県置賜総合支庁(産業経済主管部) 1名
  - ・税理士 1名
  - ・社会保険労務士 1名
  - ・司法書士 1名
  - ・金融機関 1名
  - ・山形大学工学部教授または准教授 1名
- (2) 事業実施者 11名
  - ・法定経営指導員 2名
  - ・米沢商工会議所 6名
  - ・米沢市 3名

## (委員)

第5条 評価委員会を構成する委員は第4条各号に該当するものから事業実施主体である米沢商工会議所会頭の指名により委嘱する

## (委員の解任)

第6条 委員は次の場合に解任することができる。

- (1) 第4条の規定に該当しないこととなった場合
- (2) 委員による退任申し出(意思表示)があり、米沢商工会議所会頭が解任を認めめた場合
- (3) 天災地変の発生や社会情勢および経済情勢に激変が生じたことにより、米沢商

## 工會議所会頭が解任を妥当と判断した場合

(4) 前各号のほか、実態と実情に照らし合わせて、米沢商工会議所会頭が解任を妥当と判断した場合

### (役員)

第 7 条 評価委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

### (役員の職務)

第 8 条 役員の職務は次に掲げるとおりとする。

(1) 委員長は評価委員会を代表し、委員会を総理する

(2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理する

### (役員の選任)

第 9 条 役員の選任は、その任期が満了となった直後に行われる会議において、委員間での互選により選任する。

### (役員の任期)

第 10 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 任期が満了になった時点において次期役員の選任が行われていない場合には、次期役員が選任される期間までを在任とする。

3 役員の欠員等により、補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第 11 条 評価委員会の会議（以下「会議」という）は年 1 回開催し、支援計画内容、支援事業の実施状況および成果を確認、評価するほか、役員の選出、その他必要と認められる事項を協議する。

2 会議は委員長が招集し、その議長となる。

3 会議での議決を要する議案については、委員の過半数の出席で議決が成立するものとし、出席委員の過半数をもって決議し、賛否同数のときは委員長の決するところによる。

4 その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### (事業年度)

第 12 条 評価委員会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

### (事務局)

第 13 条 評価委員会の事務局は事業実施主体である米沢商工会議所中小企業振興部に置く。

### (補則)

第 14 条 この規定に定めるもののほか、評価委員会に関する必要な事項は、会議の承認を得た後、米沢商工会議所会頭の承認により、別に定める。

## 経営発達支援計画とは

### 経営発達支援事業の経緯（ガイドラインより）

地域の経済や雇用を支える小規模事業者は、人口減少、経営者の高齢化等の我が国経済社会の構造変化により、需要の低下、売上の減少など厳しい経営環境に直面しております。

そのような経営環境において、小規模事業者が持続的に事業を発展させるためには、国内外の需要の動向や自らの強み等を分析し、新たな需要を獲得するために事業を再構築することが必要です。

これらを踏まえ、平成26年6月に「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第95号）が成立し、同年9月26日に施行されました。

具体的には、商工会又は商工会議所がこれまで行ってきた経営改善普及事業の中に、小規模事業者の経営の発達に特に資するものとして「経営発達支援事業」を新たに位置付けることで、小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施することになりました。

### 小規模事業者の「売上アップ」を支援

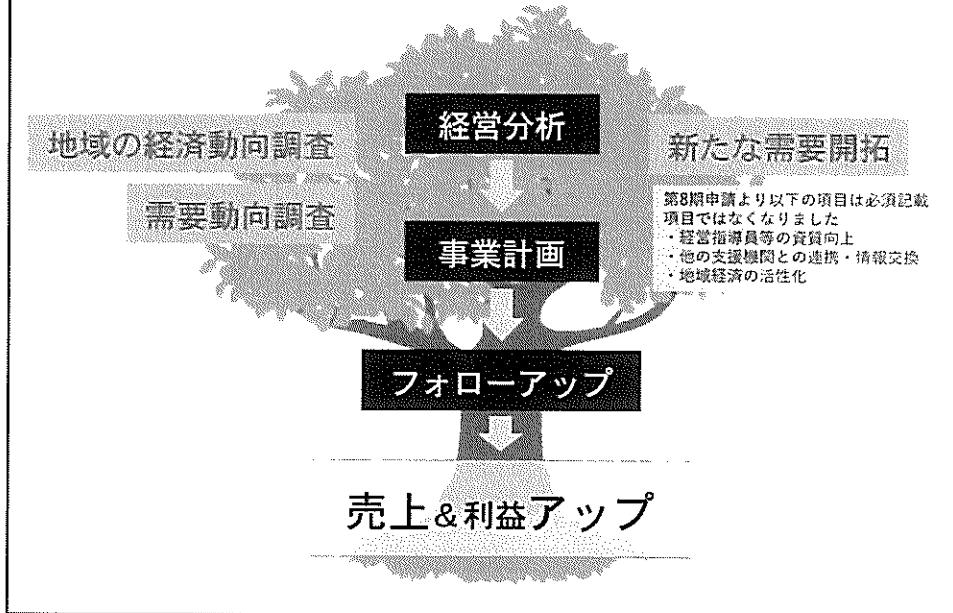
## 参考) 小規模事業者とは

### 小規模事業者（小規模企業者）の定義（中小企業庁HPより）

業種	中小企業 （下記のいずれかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金の額又は出資の額	常時雇用する従業員の数	常時雇用する従業員の数
1 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（2～4を除く）	2億円以下	300人以下	20人以下
2 飲食業	1億円以下	100人以下	5人以下
3 サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
4 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

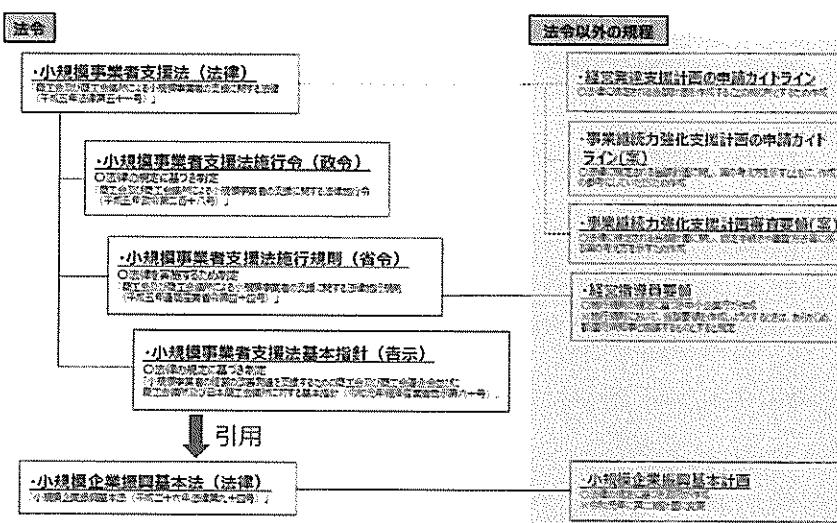
- ・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業としております。

## 小規模事業者の売上アップ支援の方法

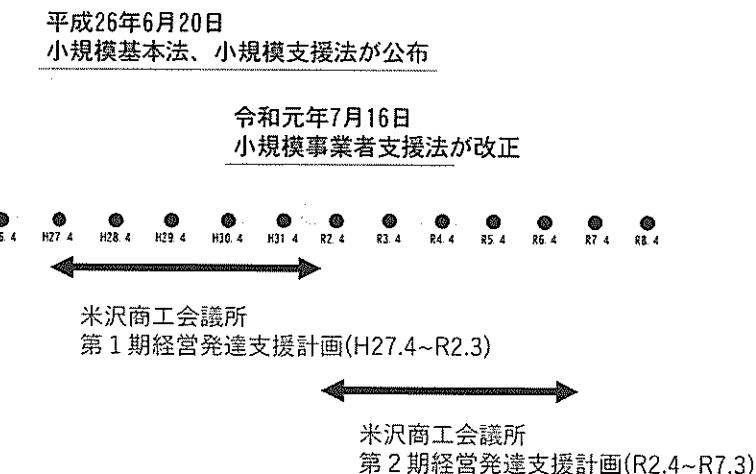


## 経営発達計画の根拠法

小規模事業者支援法(※)に関連する規定に係る関係図  
※正式名称：商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)

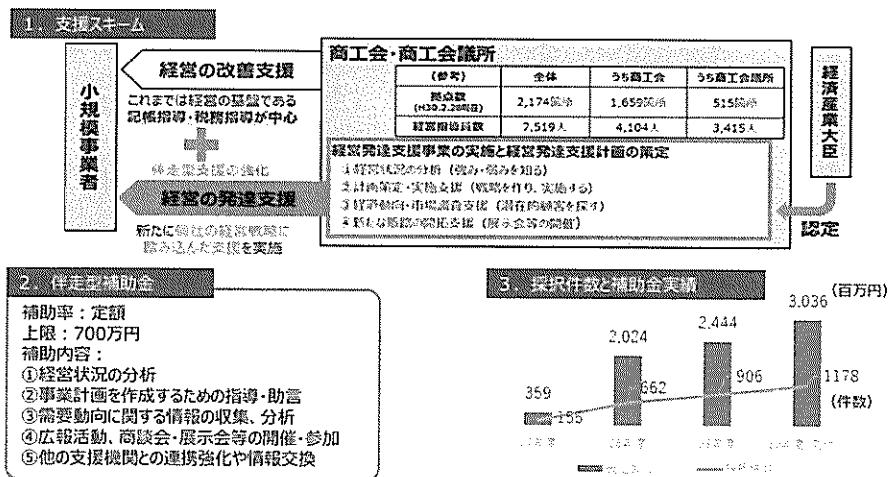


## 経営発達支援計画の時間軸



## 経営発達支援計画のスキーム（昨年度資料）

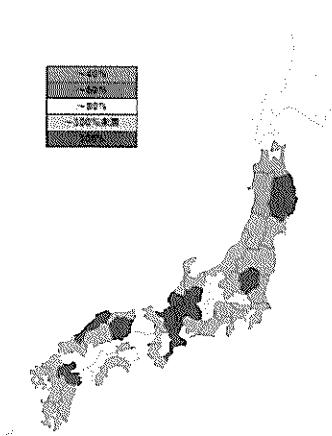
- ・ 小規模事業者を伴走支援する商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」を作成し、経済産業大臣が認定するというスキームを創設（平成26年）。
- ・ 併せて、認定を受けた商工会・商工会議所向けの国補助（伴走型補助金）を開始。



## 経営発達支援計画の認定状況（平成31年4月1日時点）

経営発達支援計画の申請は9割を超え、認定を受けた商工会・商工会議所は、8割を超える。

都道府県別の認定取得率



都道府県別の申請・認定状況

都道府県	合計			認定件数	合計		
	全認定数	未認定数	認定率		全認定数	未認定数	認定率
	件	件	%	件	件	件	%
1 北海道	34	37	91.8%	35	37	25	82.6%
2 東北	43	42	93.0%	45	42	25	55.6%
3 関東	54	26	122.5%	54	26	27	49.1%
4 球磨川流域	13	26	50.0%	13	26	25	48.1%
5 長野県	27	2	74.0%	27	2	29	85.1%
6 岐阜県	31	1	96.7%	31	1	29	93.5%
7 滋賀県	38	1	97.4%	38	1	39	97.4%
8 京都府	39	0	100.0%	39	0	39	100.0%
9 大阪府	52	0	100.0%	52	0	52	100.0%
10 兵庫県	53	0	100.0%	53	0	53	100.0%
11 神奈川県	53	0	100.0%	53	0	53	100.0%
12 福岡県	44	4	91.3%	44	4	33	75.0%
13 佐賀県	35	0	100.0%	35	0	35	100.0%
14 山口県	29	0	100.0%	29	0	29	100.0%
15 徳島県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
16 香川県	16	0	100.0%	16	0	16	100.0%
17 愛媛県	15	0	100.0%	15	0	15	100.0%
18 高知県	10	0	100.0%	10	0	10	100.0%
19 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
20 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
21 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
22 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
23 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
24 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
25 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
26 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
27 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
28 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
29 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
30 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
31 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
32 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
33 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
34 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
35 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
36 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
37 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
38 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
39 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
40 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
41 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
42 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
43 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
44 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
45 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
46 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
47 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
48 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
49 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
50 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
51 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
52 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
53 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
54 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
55 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
56 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
57 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
58 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
59 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
60 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
61 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
62 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
63 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
64 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
65 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
66 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
67 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
68 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
69 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
70 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
71 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
72 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
73 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
74 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
75 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
76 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
77 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
78 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
79 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
80 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
81 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
82 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
83 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
84 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
85 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
86 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
87 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
88 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
89 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
90 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
91 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
92 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
93 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
94 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
95 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
96 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
97 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
98 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
99 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
100 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
101 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
102 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
103 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
104 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
105 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
106 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
107 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
108 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
109 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
110 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
111 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
112 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
113 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
114 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
115 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
116 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
117 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
118 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
119 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
120 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
121 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
122 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
123 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
124 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
125 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
126 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
127 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
128 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
129 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
130 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
131 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
132 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
133 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
134 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
135 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
136 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
137 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
138 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
139 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
140 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
141 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
142 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
143 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
144 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
145 沖縄県	19	0	100.0%	19	0	19	100.0%
146 沖縄県	19	0	100.0%	19	0		

## 参考) 法定経営指導員とは

### いわゆる法定経営指導員について①

#### ● 要件

##### (1) 7条5項の経営指導員 (「経営発達支援計画」上の経営指導員)

- 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者
- 直近5年以内に中小企業診断士試験規則に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習を修了した者
- 直近5年以内に行政事務に係る基礎的知識に関する講習を修了した者
- 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者
- 各欠格事由(刑罰、暴力団等)に該当しない者

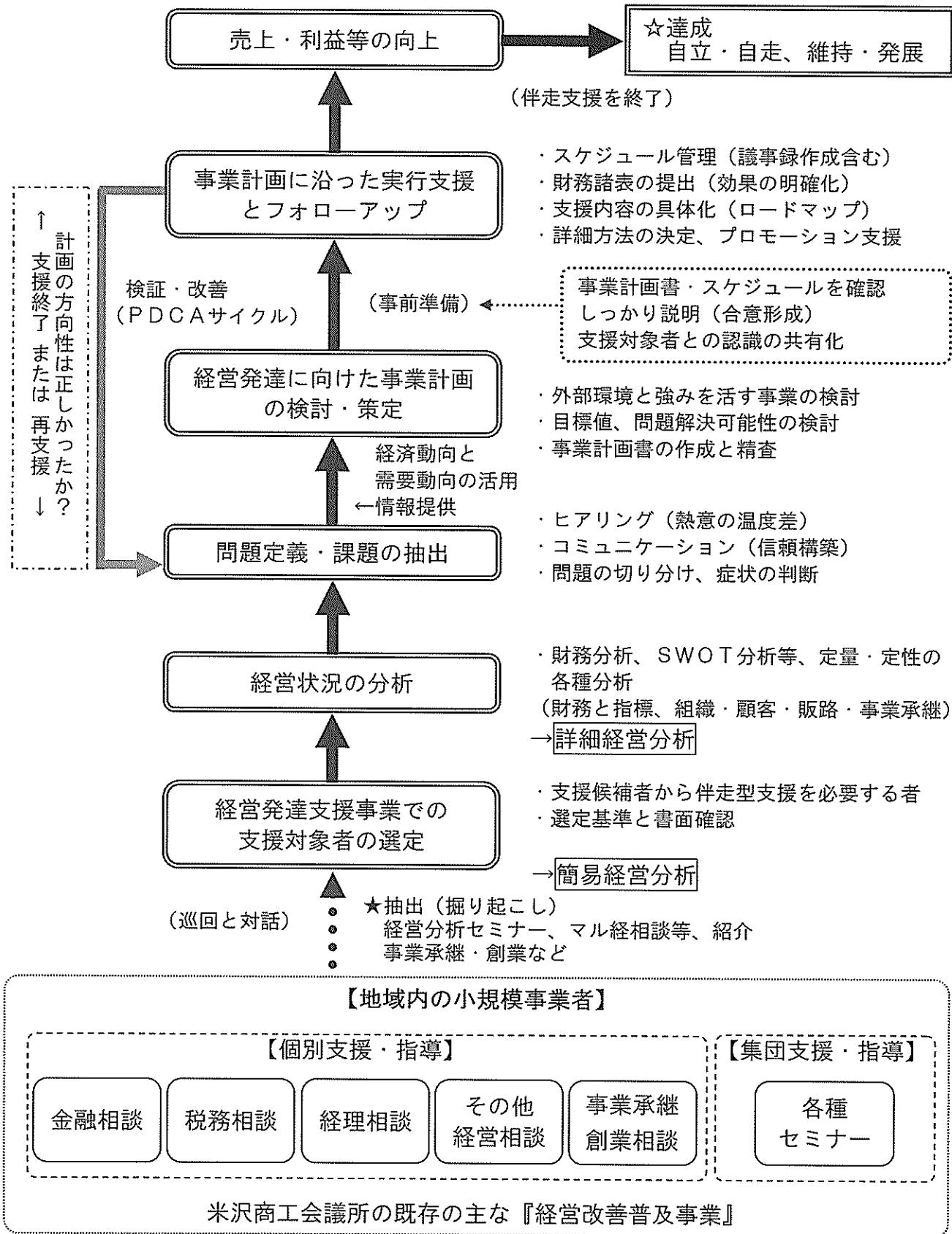
##### (2) 5条5項の経営指導員 (「事業継続力強化支援計画」上の経営指導員(後述))

- 7条5項の経営指導員の要件を満たす者
- 直近5年以内に事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うため必要な基礎的知識及び能力に関する講習を修了した者

## 米沢地域の経営発達支援事業【伴走型支援スキーム】

地域の元気を体現できる小規模事業者をサポートする

～小規模事業者の元気を見る化し、地域に広げていく～



# 平成 31 年度/令和元年度「経営発達支援事業」実施報告

## 1. 目的（要旨）

自らが「経営（事業）計画」を策定し、前向きに取り組もうとする小規模事業者に対し、小規模事業者の立場に寄り添いながら、『伴走型による個社支援』を講ずる。

## 2. 小規模事業者に対して活用する主な制度など

### ①小規模事業者持続化補助金（通称：持続化補助金）

- ・個々の小規模企業に対して直接支援(交付)される目玉的な国庫補助金。
- ・商工会議所(商工会)の支援を得て、経営計画を策定し販路開拓等を目指す取り組みが対象。
- ・補助率は事業費の 3 分の 2、補助限度額は 50 万円。
- ・平成 26 年度に創設され令和元年度で 6 年目。

→ 23 件が採択

### ②山形県中小企業スタートアップサポ補助金（小規模事業者持続的発展支援事業）

- ・平成 29 年度創設の県単補助金。（全国的にも先進的な補助制度）
- ・①の持続化補助金において、「不採択」となった小規模事業者が対象。
- ・持続化補助金申請時の計画書を、商工会議所(商工会)の指導・支援を受け、ブラッシュアップして申請する。
- ・補助率は事業費の 2 分の 1、補助限度額は 37 万 5 千円。

### ③やまがたチャレンジ創業応援事業助成金

- ・山形県が行う創業予定者(創業間もない者を含む)への県単助成金。
- ・創業計画書(経営計画書)の策定に際しては、商工会議所(商工会)の指導・支援が必須条件。
- ・補助率 2 分の 1 ~ 3 分の 2、限度額 75 ~ 150 万円。(創業者、創業形態の類型による)

→ 4 件が採択

### ④米沢市創業支援事業費補助金

- ・米沢市が行う創業予定者(これから創業する者)への市単補助金。
- ・創業計画書(経営計画書)の策定に際しては、米沢商工会議所の指導・支援が必須条件。
- ・補助率 2 分の 1、限度額 30 万円。(40 歳以下は 50 万円に引き上げ、移住者上乗せあり)
- ・米沢市では創業塾を別途開催

→ 4 件が採択

### ⑤小規模事業者経営改善資金貸付制度（通称 マル経融資制度）

- ・商工会議所(商工会)の推薦で、日本公庫より無担保・無保証・低利で融資される融資制度。
- ・経営発達支援に合わせた融資制度も存在するが、各種条件等からマル経を優先的に活用。
- ・小規模事業者からの相談の際、今後の経営計画や資金計画などにも支援を講じている。

→ 43 件（推薦金額 210,000 千円）

### ⑥米沢商工会議所報での「頑張る小規模事業者」紹介・PR

- ・米沢商工会議所が伴走型支援を講じて、前向きに取り組む小規模企業を事例として紹介。
- ・地域内で頑張る小規模事業者を PR することで、事業者を広く知っていただくことが狙い。
- ・併せて、他の小規模事業者が『ウチも取り組んでみよう』との意識向上を狙う。

- ・延いては、小規模事業者にとって米沢商工会議所が『身近な相談相手』として認識いただく。
- ・米沢商工会議所報は毎月1回、約2,600部を発行。(会員企業や関係団体等に送付)
- ・この小規模企業の紹介は、平成27年度より実施。(毎月2企業をベースに掲載)  
→ 15件(掲載)

#### ⑦伴走型小規模事業者支援推進事業(認定を受けた商工会議所への補助金)

- ・国の認定を受けた商工会議所(商工会)が、小規模企業への伴走支援事業に対する国庫補助。
- ・令和元年度、米沢商工会議所では約150万円の補助申請を行い採択されている。
- ・補助率は事業費の10分の10。(採択は全国からの要望額により傾斜配分される場合あり)
- ・本補助金を活用し、次の事業を展開中。
  - 1) 小規模企業を対象とした経営力向上のためのセミナー(経営計画作成、商談力向上)
  - 2) 小規模企業を対象とした経営力向上のための個別相談会(主に経営計画策定など)
  - 3) 小規模企業の支援をサポートするITツールの導入(BIZミルの導入)

#### 上記「主な制度」を活用した支援実績(平成27~令和元年度)

伴走支援での活用制度名		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度 31年度	2年度 (参考値)
①持続化補助金 ※公募〆日の年度区切り	支援	【2回】 34	【2回】 40	【1回】 10	【1回】 18	【2回】 23	【6回】 61
	採択	【2回】 15	【2回】 12	【1回】 3	【1回】 11	【2回】 23	【3回】 35
②県サポ(小規模)	支援	—	—	10	6	—	—
	採択	—	—	10	5	--	—
③やまチャレ助成	支援	1	1	3	4	5	3
	採択	1	1	3	4	4	3
④米沢市創業補助	支援	3	2	3	4	6	6
	採択	3	2	3	4	5	6
⑤マル経融資	推薦	65	54	54	40	43	6
	決定	65	54	54	40	43	6
⑥企業掲載PR	掲載	4	11	17	16	15	4
伴走支援を講じた合計 (2段部分は上段の数値)		107	108	97	88	92	(80)

■上記は「主な制度」の抜粋であり、その他の個別支援(相談)やセミナー開催などは含まない。

■経営発達支援計画では、年間40事業者への個社支援を数値目標としている。

### 3. 主な支援項目と目標に対する実績

#### ①経営分析件数

目標 30件 実績 55件

#### ②事業計画策定支援件数

目標 40件 実績 40件(うち補助金申請に係る事業計画策定支援32件)

#### ③事業計画策定後の実施支援(フォローアップ)件数

目標 30件 実績 89件

## 経営(事業)計画作成セミナー、経営(事業)計画個別相談会 実績報告

### (1) 経営計画(事業計画)作成セミナーの実施

#### ①経営計画作成セミナー（3回実施）

##### 【1回目】

日 時：令和元年11月20日（水）14時00分～16時30分

場 所：米沢市 すこやかセンター（米沢市西大通1-5-60）

講 師：株式会社 エイチ・エーエル 菊地 亮太氏（中小企業診断士）

受講者数：17名（すべて小規模事業者）

##### 【2回目】

日 時：令和元年12月 4日（水）14時00分～16時30分

場 所：米沢市 すこやかセンター（米沢市西大通1-5-60）

講 師：株式会社 エイチ・エーエル 菊地 亮太氏（中小企業診断士）

受講者数：10名（すべて小規模事業者）

##### 【3回目】

日 時：令和2年 1月 8日（水）14時00分～16時30分

場 所：米沢市 すこやかセンター（米沢市西大通1-5-60）

講 師：株式会社 エイチ・エーエル 菊地 亮太氏（中小企業診断士）

受講者数：13名（すべて小規模事業者）

#### ②経営(事業)計画作成個別相談会

日 時：令和2年1月8日（水）10時00分～17時00分

場 所：米沢商工会議所（山形県米沢市中央四丁目1-30）

講 師：株式会社 エイチ・エーエル 菊地 亮太氏（中小企業診断士）

受講者数：8名（すべて小規模事業者）

#### ③セミナー開催の成果

##### ・事業実施内容

##### 【経営(事業)計画作成セミナー】

経営(事業)計画の核となる「自社の強み」を洗い出すため、SWOT分析をはじめとする経営分析手法を指導。講師は特に顧客が「あなたから買わなければいけない理由やメリット」について考えるべきと話した。実際に分析し、グループワークで受講者同士、自社の強み・弱み等を発表した。その後、分析を基にする経営計画の作成ポイントを指導し、その内容を次回までにワークシート等に記載するように指導した。営業力強化・提案力強化・商品力強化を目的に、大手百貨店でのバイヤー経験のある講師が、営業への姿勢、営業プロセスの確立、提案ロジックを考える、魅力ある商品の作り方・見せ方を、具体的に事例を基にわかりやすく説明。

また、前回洗い出した強み・分析結果を基にし、今回の受講で設定した販売「ターゲット」を加えて、経営(事業)計画ノート(1年ノート)を活用しながら、事業計画書を実際に作成した。

## 【個別相談会】

今年度または前年度まで実施した経営(事業)計画策定セミナー参加者を対象に、自社の経営(事業)計画作成を行った事業者への個別指導を行った。まず、講師がセミナーで使用した1年ノートまたはワークシートに記載した計画内容を確認。収支管理や販路開拓などその事業者が抱える問題を中心に聴き取り、自社の強みを活かした計画づくりや経営者の想いを計画に反映できるよう指導した。加えて、お客様に対し、自社の販売商品・サービスの強みの伝え方について、指導を行った。

なお、1事業所に対し、1名の担当経営指導員を付け、講師の指導後、フォローアップを行っている。

### ・セミナー実施後のフォローアップ方法

セミナーを12月に実施し、セミナー当初から、各経営指導員がセミナー受講者と支援希望の相談を行った。特に初めてセミナーを受講する事業所には手厚く内容の説明を行った。

加えて、個別相談会を希望した8事業所については重点支援先としてフォロー回数を多く取っている。

また、受講者の中には、過年度もしくは今年度の小規模事業者持続化補助金、山形県補助金等の採択を受けた受講者もいたことから、計画の実施状況も逐次確認し着実に実行できるように支援した。



←  
経営(事業)計画作成セミナー  
座学

→  
事業者同士でのディスカッション



資料 P13は、

事例報告として、個々の企業戦略、決算等を含む内容のため、公開を差し控えさせていただきます。

事業効果については、別紙事例集「地域小規模事業者の経営をサポート」をご覧ください。

# BIZミル HOME画面 ダッシュユーバード



検索....



HAL担当者

BIZミルからのお知らせ

- 2020/07/31 夏季休業に伴うサポート休止期間のお知らせ（8月13日～8月16日）
- 2020/07/20 BIZミル（Ver5.3.1）リリースノート公開のお知らせ
- 2020/06/26 BIZミル（Ver5.2.1）リリースノート公開のお知らせ【経営発展支援事業の実施状況報告】
- 2020/04/21 BIZミル（Ver5.1.1）リリースノート公開のお知らせ
- 2020/04/07 【重要】BIZミル動作環境について（Google Chromeでのご利用をお願い致します）（4月7日更新）

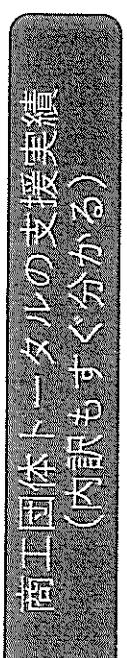
→



一覧 HAL商工会議所（DEMO）リンク集

- ・地域の経済動向調査  
・2020年度 経営状況報告結果  
・経営改善及事業戦略会議

最近閲覧したデータ



□ 経営支援事業の実施状況報告対象事業所に振り込む

→  
→



年次:	2020 年度	→	67 / 100	63 / 40	36 / 30	32 / 80	51 / 70	42 / 30	4 / 5
→	→	→	レポートの表示(計画実績)	レポートの表示(申請支援)	レポートの表示(資金調達支援)	レポートの表示(セミナー参加)	フォローアップ	58 / 30	→
→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

・株式会社ミー→センター→赤堀  
・株式会社新開鉄工所  
・株式会社 Fishing Cafe

・株式会社新古寿司  
・支那区分・年度範囲以外の民間金融機 担当者: HAL担当者  
・株式会社ミー→センター→赤堀  
・支那区分・年度範囲以外の民間金融機 担当者: 商工金テストエバ  
・株式会社ミー→センター→赤堀  
・支那区分・年度範囲以外の民間金融機 担当者: 商工金テストエバ  
・株式会社ミー→センター→赤堀  
・支那区分・年度範囲以外の民間金融機 担当者: 商工金テストエバ

レポートの表示(景気会議)

レポートの表示(景気会議)

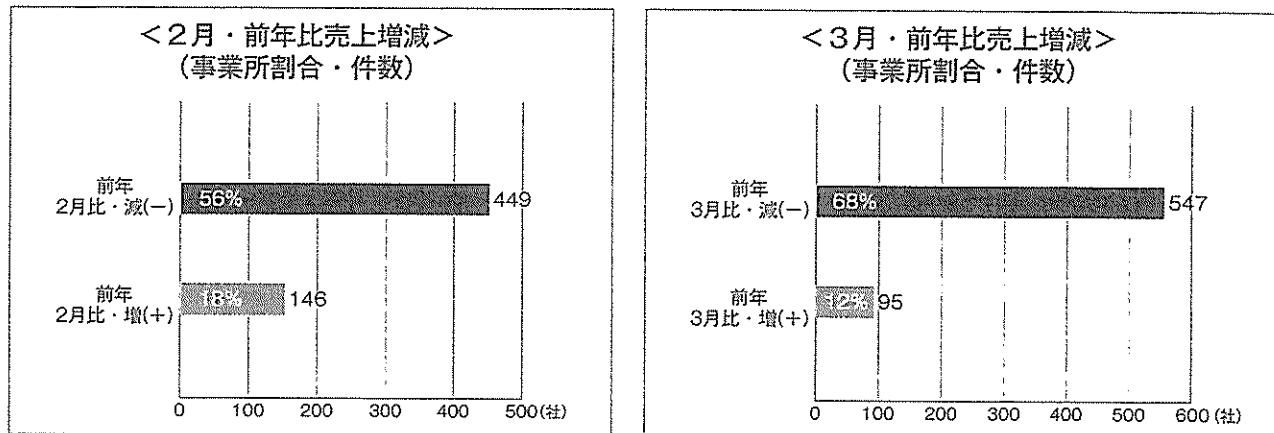
レポートの表示(景気会議)

レポートの表示(景気会議)

レポートの表示(景気会議)

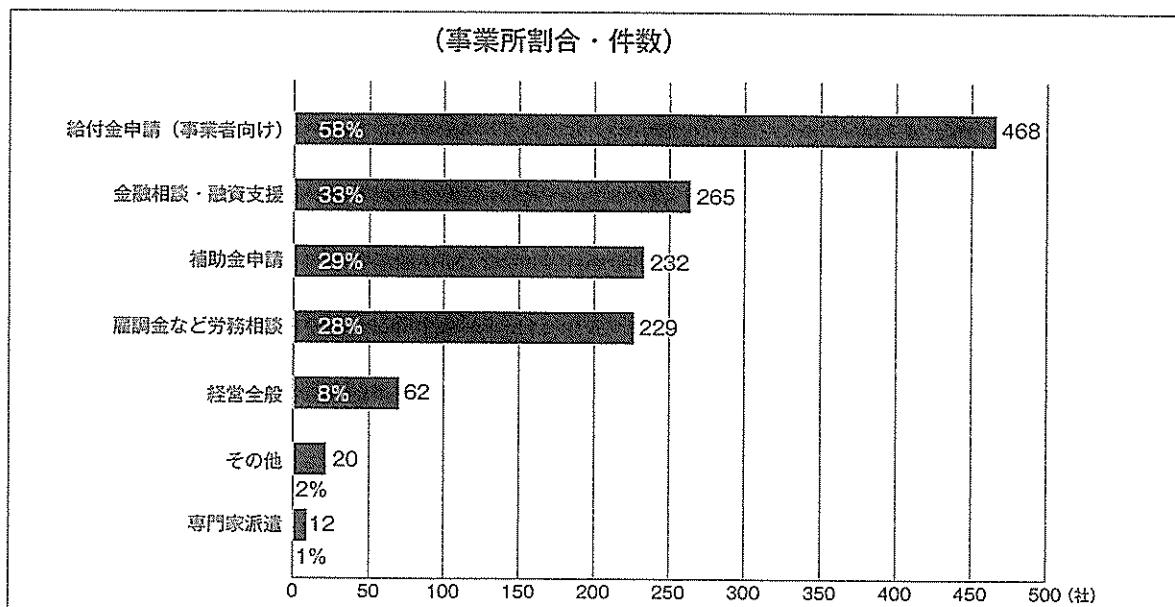


【設問3】前年比で売上は増加していますか、減少していますか。



2月は449社、3月は547社が対前年同月比で売上が落ちていると回答。4月・5月以降の売上はさらに落ち込む予定、と予想した企業も多い。減少回答を業種別でみると、両月ともサービス業が約4割を占める。

【設問4】今後、米沢商工会議所にどのような支援を希望しますか。(※複数選択可)



業種を問わず「給付金申請」が最も多く、次いで「金融相談・融資支援」、「補助金申請」、「労務相談」と続く。実際、5月に入ってからは連日「持続化給付金」申請の問い合わせが多く寄せられ、職員総出で対応した。また、ニーズの多かった「雇用調整助成金セミナー・個別相談会」も5月に3回実施した。

**迅速な対応で不安を払拭**  
自由記述欄では、約7割の方が「持続化給付金申請について早急に相談したい」と回答。そのほか、従業員の雇用維持や休業補償、融資の条件変更への相談、感染症対策の情報提供がほしいなどのご意見をいただきました。なかには、国・県・市の情報がバラバラでわかりにくい、情報の提供・行動が遅い、などのお叱りの言葉や、逆に相談にすぐ対応していただき、ありがとうございます、といった感謝の言葉も寄せられました。

アンケートの中で、今すぐ相談を希望したいと回答した約100社には、当所職員がすぐに電話や事業所訪問などで迅速に接触しました。日々情報が変わるもので、融資の相談や雇用調整助成金の申請など、会員事業所にとって必要な情報提供を行い、伴走型支援を行いました。

今回会員のみなさまから寄せられたご意見・ご要望は、今後の事業・施策等に反映してまいります。当所はこれからも会員第一主義で、頼られる役に立つ商工会議所を念頭に会員支援を行います。身近な商工会議所をぜひご利用ください。

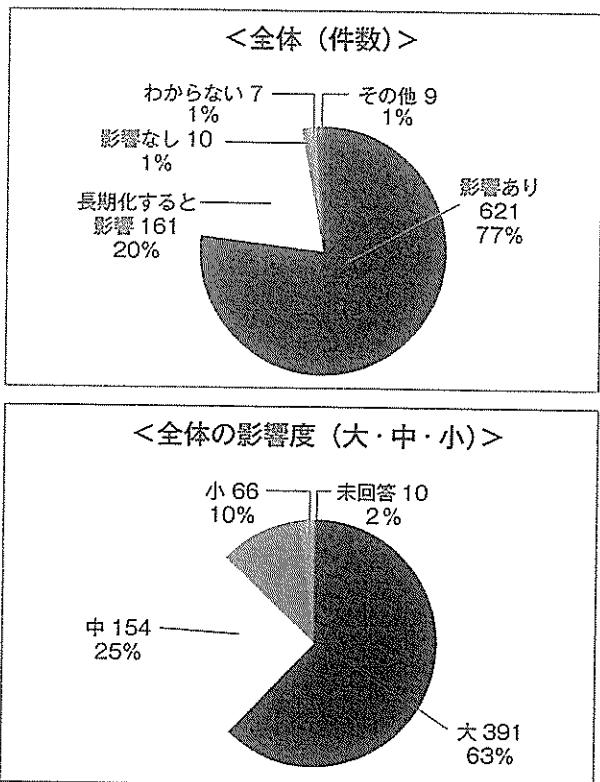
## 総括

新型コロナウイルスの影響に関する調査

**97%が影響があると回答！**

～売上減少、資金繰りの悪化が顕著～

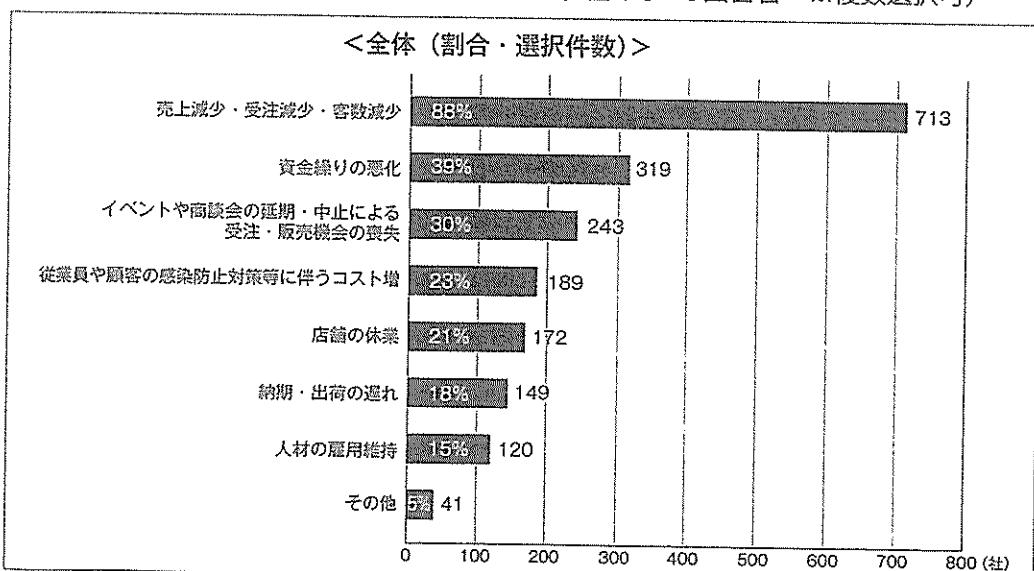
新型コロナウイルス感染症拡大は、いまだ社会生活・経済活動に大きな影響を及ぼしています。当所では、会員事業所を対象に「新型コロナウイルスの影響に関するアンケート調査」を実施しました。その結果がまとまりましたのでご報告します。



長期化も含めると、全体の97%が影響があると回答。業種別では、サービス業(飲食・宿泊)が300件を超え、全体の40%を占めた。

【設問2】具体的な影響を選択してください。

(設問1で“影響あり”“長期化すると影響あり”的回答者 ※複数選択可)



売上減少・受注減少・客数減少は713社で約9割を占める。現在の状況が長期化すれば経営が成り立たない、後継者がいないのでこのままでは廃業せざるをえないなど、切実な回答が多くみられた。

◇ 調査対象・会員数：440事業所
◇ 調査期間・令和2年4月17日(金)～4月30日(木)
△ 調査回収・600件 (回収率33.2%)